

令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて  
識別された主な課題及び留意事項等  
＜サマリー＞

# 令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された 主な課題及び留意事項等のサマリー(1/8)

- 本資料は、令和6年度の有価証券報告書レビューで識別された主な課題や留意事項等の概要を示す目的で、別紙1「令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」から主な課題と主な留意事項等を一部抜粋して一覧として取りまとめたものである。主な課題及び留意事項等並びにその他の留意事項等の詳細については別紙1を参照されたい。

## 【サステナビリティに関する企業の取組の開示】

主な課題	主な留意事項等(※1)
① サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である	<p><b>【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】</b></p> <p>a. ガバナンスについては、<b>サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容</b>について記載することに留意する。</p> <p>b. ガバナンスを記載する際には、執行体制に関する記載だけではなく、<b>取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続</b>について記載が求められていることに留意する。</p>
② サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である	<p><b>【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】</b></p> <p>a. リスク管理では、<b>サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程</b>について記載することに留意する。リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程だけではなく、<b>サステナビリティ関連の機会</b>についても、このような過程を記載することに留意する。</p>
③ サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない	
④ 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である	<p><b>【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】</b></p> <p>a. 戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。)並びに指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。)のうち、重要なものについて記載が求められている。</p>
⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である	<p><b>【開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)】(※2)</b></p> <p>b. 投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に理解できるように、それらを開示する際には、<b>対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載</b>することが考えられる。</p> <p>c. 識別したサステナビリティ関連のリスクや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについては、<b>対応関係やつながりを理解できるように記載</b>することが望ましいと考えられる。</p> <p>d. サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した財務的影響などの定量情報を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、<b>前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載</b>することが考えられる。</p> <p>e. 指標を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、<b>前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載</b>することが考えられる。</p>

(※1) 主な留意事項等の冒頭のアルファベット等は、参照しやすいように、基本的に、別紙1において留意事項等に付されているものと同じものとしている。本資料では、別紙1の留意事項等の一部について掲載する形式としている。このため、本頁の主な留意事項等のアルファベット等は、通常のアルファベット等の順番通りに並んでいない場合がある(以下同じ)。

(※2) 「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)」とは、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の投資判断や投資者との対話に有用な情報を提供する観点から、開示の充実を検討する際に参考になると考えられる事項である(以下同じ)。

# 令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された 主な課題及び留意事項等のサマリー(2/8)

## 【サステナビリティに関する企業の取組の開示】

主な課題	主な留意事項等
<p>⑥ 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b></p> <p>a. 戦略並びに指標及び目標は、重要なものについて記載が求められるが、重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。例えば、有価証券報告書において気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料(統合報告書やウェブサイト等)では、気候変動を重要な課題として識別した上で関連する戦略並びに指標及び目標について開示しているような場合には、媒体ごとに目的や想定利用者が異なるため、重要性の判断にも相違が生じうるということ等が考えられるものの、本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性があるため、留意する。</p> <p>b. 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについては、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている。</p> <p><b>[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]</b></p> <p>c. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bで開示が求められる指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)については、必ずしも全ての連結会社を対象に集約した1つの数値で開示することが期待されているわけではなく、提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて、例えば、会社別に開示することや事業別、地域別などの一定のグループ単位で開示することなどが考えられる。</p> <p>d. 戦略と指標及び目標について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される。</p>
<p>⑦ 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b></p> <p>a. 人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を戦略の項目において記載すること、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標の項目において記載することとされていることに留意する。他方で、当該方針や当該方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合にはその旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられる。</p> <p><b>[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]</b></p> <p>b. 記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については、それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましいと考えられる。</p> <p>c. 指標については、指標の前提その他の補足情報(指標の定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。</p>

# 令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された 主な課題及び留意事項等のサマリー(3/8)

## 【サステナビリティに関する企業の取組の開示】

主な課題	主な留意事項等
<p>⑧ 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b></p> <p>a. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」において、連結会社のサステナビリティに関する考え方及び企業の取組についての開示が求められており、人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、基本的に、<b>提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの戦略並びに指標及び目標を開示</b>することが求められていることに留意する。人的資本に関する戦略並びに指標及び目標について連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、連結会社ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる。</p> <p>b. 連結会社のうち開示対象とする会社の重要性を判断するにあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、<b>投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべき</b>と考えられる」としていることや「その事柄が<b>企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断</b>することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。例えば、連結グループ全体の事業のうち主要な連結子会社による事業の割合が相当程度を占める場合に、提出会社のみ的人的資本に関する指標、目標及び実績しか記載しないような場合には、当該主要な子会社について開示しない理由を投資者が適切に理解できるように記載することが考えられる。</p> <p><b>[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]</b></p> <p>d. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)cで開示が求められる人的資本に関する指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)については、必ずしも全ての連結会社を対象に集約した1つの数値で開示することが期待されているわけではなく、<b>提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて開示</b>することが考えられる。</p>
<p>⑨ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b></p> <p>a. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略する場合には、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に他の箇所において記載している旨を記載するとともに、<b>当該他の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要がある</b>ことに留意する。</p>
<p>⑩ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b></p> <p>a. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aからcまでに規定する事項については、これを有価証券報告書に記載する必要があり、その上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされている。投資者が真に必要とする情報は、有価証券報告書に記載する必要があることに留意する。</p>

# 令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された 主な課題及び留意事項等のサマリー(4/8)

## 【サステナビリティに関する企業の取組の開示】

### 主な課題

開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項

### 主な留意事項等

#### ① 開示の重要性

サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、**投資者の投資判断にとって重要な情報が開示**されることが求められる。重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「記述情報の重要性については、その事柄が**企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断**することが望ましい」としていることや「記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性(マテリアリティ)に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる」としていることを参考にすることが考えられる。

#### ② 企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を意識した開示

サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投資者が、気候変動、人的資本、知的財産等の個々のサステナビリティに関する事項について、**企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を理解できるように開示**することが期待される。例えば、以下のような事項が参考になると考えられる。

- 「記述情報の開示に関する原則(別添)」では、「サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、**経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明**するものである」としている。
- 4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した取組であることから、各取組に関連する**リスクと機会についても併せて開示**することが望ましいと考えられる。
- 特定のサステナビリティ関連の**リスク又は機会と、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素のつながりについて分かり易く開示**することが望ましいと考えられる。
- 中長期的な企業価値や株価を評価しようとする投資者にとっては、サステナビリティに関する開示の中で**最も重要なのはサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財務的影響の開示**であると考えられる。**サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのか**について、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示することが期待される。なお、SSBJの一般基準16項及び17項では、将来の財務的影響については、「予想される財務的影響」として、「**サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み**」についての開示が求められており、投資者にとって有用な財務的影響の開示を検討するにあたって参考になると考えられる。

#### ③ 検討中・策定中等の場合の開示

サステナビリティに関する取組の内容について、期末日現在において検討中・策定中等の場合、その旨を期末日現在における取組の状況として記載をすることが考えられる。また、期末日現在での今後の取組の予定についても併せて開示することが考えられる。

#### ④ 補足情報の開示

企業独自の情報については、企業外部の投資者でも理解可能なように、前提その他の補足情報を併せて開示することが考えられる。

# 令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された 主な課題及び留意事項等のサマリー(5/8)

## 【従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示】

主な課題	主な留意事項等
<p>① 女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b>            a. 女性管理職比率に関する定義に関連して、厚生労働省の「状況把握、情報公表、認定基準等における解釈事項について」(厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課 令和4年9月15日)では、「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計をいうとされている。また、「課長級」とは、①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)のもの、または②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし、一番下の職階ではないこと)のいずれかに該当する者を指すとされていることに留意する。「課長級」であるか否かについては、まず名称や係の数、構成員の人数等で形式的に要件(①)に該当するか否かを判断し、その上で、形式的な要件に該当しない場合は、同一事業所において、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし、一番下の職階ではないこと)(②)に該当するか否かを、実態に即して事業主が判断することとして差し支えないとされている。ただし、一般的に、「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、①、②の組織の長やそれに相当する者とは見なされないとされている。            また、「係長級」とは、「課長級」より下位の役職であって、(a)事業所で通常「係長」と呼ばれている者又は(b)同一事業所においてその職務の内容及び責任の程度が「係長」に相当する者を指すとされているので、これらの者を管理職に含めて女性管理職比率を算出することのないよう留意する。</p>
<p>② 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b>            a. 当事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載することが求められている。            また、当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう)の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載することが求められている。            これらの機関の活動状況については、開催頻度、具体的な検討内容、個々の役員の出席状況及び常勤の監査役の活動について、それぞれ<b>当該事業年度における実績を記載</b>することが求められていることに留意する。</p> <p><b>[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]</b>            b. 具体的な検討内容には、例えば、資本コストや株価を意識した経営の実現への対応、取締役会の実効性評価、サステナビリティ関連や政策保有株式関連の検討事項等も含まれ得ることに留意する。</p>
<p>③ 内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b>            a. 内部監査の実効性を確保するための取組を記載する際には、内部監査部門が、監査役及び監査役会だけではなく、取締役会に<b>直接報告を行う仕組みの有無についても記載</b>することが求められていることに留意する。なお、直接報告を行う仕組みの有無について記載が求められていることから、<b>関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載</b>することに留意する。</p>

# 令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された 主な課題及び留意事項等のサマリー(6/8)

## 【従業員の状態及びコーポレート・ガバナンスの状態等の開示】

主な課題	主な留意事項等
<p>④ 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない</p> <p>⑤ 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b></p> <p>a. 政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的を<b>具体的に記載</b>することが求められている。また、保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を<b>具体的に記載</b>することが求められていることに留意する。</p> <p>b. 政策保有株式の銘柄ごとの<b>保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を記載</b>することが求められていることに留意する。</p> <p><b>[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]</b></p> <p>c. 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的については、<b>当該株式の保有が企業価値向上に具体的にどのようなつながるのかの観点を含めて、具体的に記載</b>することが投資者の適切な投資判断にとって有用であると考えられる。特に、<b>スタートアップ企業やイノベーション目的や新事業育成目的の株式などへの事業の成長に向けた投資については、投資者による適切な投資判断に資するという観点から、保有目的をより具体的に記載</b>することが望ましいと考えられる。</p> <p>e. 投資者が政策保有株式の保有目的が達成されているかを判断するうえで、<b>政策保有株式の議決権行使の考え方・基準や議決権行使の結果(賛成票や反対票を投じた割合等)について開示</b>することが望ましいと考えられる。</p>
<p>⑥ 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある</p> <p>⑦ 銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b></p> <p>a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)について、提出会社の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載することが求められている。政策保有株式の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容について記載する際には、<b>実態に基づいて適切に記載</b>する必要があることに留意する。</p> <p>b. 銘柄ごとの開示において、提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果(定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法)を<b>具体的に記載</b>することが求められていることに留意する。</p> <p><b>[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]</b></p> <p>c. 定量的な保有効果の記載が困難な場合に、定量的な保有効果を何も開示しないような事例が見受けられるが、投資者の投資判断にできるだけ有用な情報を提供するという観点からは、<b>定量的な保有効果のうち記載が困難な部分以外については、可能な限り記載</b>することが望ましいと考えられる。</p>

# 令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された 主な課題及び留意事項等のサマリー(7/8)

## 【従業員の状態及びコーポレート・ガバナンスの状態等の開示】

主な課題	主な留意事項等
<p>⑧ 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている</p> <p>⑨ 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている</p>	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b></p> <p>a. 令和7年1月に開示府令及び開示ガイドラインが改正されており、これらの改正は令和7年3月31日以後に終了する事業年度から適用される。開示府令の改正では、<b>当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式(当事業年度末において保有しているものに限る)について、銘柄、株式数、貸借対照表計上額、保有目的の変更年度、並びに保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針の開示が求められている。</b>また、開示ガイドラインの改正では、<b>純投資目的の株式について「例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない」という考え方が示されている。</b>これらに従い、適切な開示を行う必要があることに留意する。</p> <p>b. 純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう。このため、<b>投資株式の保有目的に、例えば、取引関係の維持・強化や安定株主の確保などの純粋な純投資目的以外の目的も含まれている場合には、純投資目的の株式ではなく、純投資目的以外の目的の株式(いわゆる政策保有株式)として区分したうえで、その保有目的の内容を、投資者が理解できるように、具体的に記載することが求められることに留意する。</b></p> <p><b>[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]</b></p> <p>c. 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行うような場合や発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、長期間(1年以上)売却をしていない又は長期間売却に取り組む予定がないような場合には、実質的に、政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になり、投資者に誤解を与える可能性もあることに留意する。このような場合には、区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容を「保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方」(開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)a)等と併せて開示することが考えられる。</p>

# 令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された 主な課題及び留意事項等のサマリー(8/8)

## 【訂正内部統制報告書における記載事項】

主な課題	主な留意事項等
経営者による財務報告にかかる内部統制の評価の範囲、基準日及び評価手続に関する記載がない又は不明瞭である	<p><b>[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]</b></p> <p>a. 訂正の対象となる内部統制報告書に「財務報告に係る内部統制は有効である」旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない」旨を記載するときは、訂正内部統制報告書の「訂正の理由」として、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」について記載することが求められている。また、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」については、訂正内部統制報告書に記載している開示すべき重要な不備に関し、<b>訂正の対象となる内部統制報告書における経営者による財務報告にかかる内部統制の「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」が適切であったかどうか、当該開示すべき重要な不備が当該評価の範囲とされていたかどうかを記載</b>することに留意する。</p>

## コラム「売らせない圧力」

- 当年度における有価証券報告書の政策保有株式関連の開示に関する審査の過程で、政策保有株式の発行会社が、主に**発行会社の安定株主の確保を理由に**、政策保有株式の保有会社に対して、発行会社と保有会社間の既存の取引の縮減を示唆することなどにより**政策保有株式を売らせないように圧力をかけている事例が複数識別された**。審査の過程で複数の政策保有株式の保有会社にヒアリングを行ったところ、保有会社によって状況は異なるが、発行会社から売らせない圧力を受ける割合は概ね銘柄数ベースで5%~40%程度であった。これらについては**政策保有株式の縮減の妨げ**となっているとの声があった。
- 東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは、補充原則1-4①において、「上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。」としており、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社がこれをコンプライしない場合には、コンプライしない理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載(エクスプレイン)することが求められる。「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2023(データ編)」によると、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社の補充原則1-4①に対するコンプライ率は99.8%であった。
- 仮に、コーポレート・ガバナンスに関する報告書上は、**政策保有株式の売却を妨げるべきではないとの補充原則をコンプライしている**と対外的に公表しているにもかかわらず、担当者レベルで圧力をかけていたり、経営層の指示のもと会社として組織ぐるみで圧力をかけているような実態がある場合には、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を損なうとともに、ガバナンスの観点からも重大な問題がある可能性があると考えられる。
- コーポレート・ガバナンスに関する報告書においては、コーポレートガバナンス・コードの対応状況が開示されている。そのため、一般に、政策保有株式の縮減の交渉を進めるにあたっては、交渉当事者双方で、補充原則1-4①の政策保有株式の売却を妨げない方針を確認し合うことが望ましいと考えられる。また、有価証券報告書において政策保有株式の売却を妨げない方針を開示している事例がある。このように会社としての方針を有価証券報告書などの媒体を通じて公に表明することは、政策保有株式の縮減に向けた環境整備の観点から、有益であると考えられる。
- 有価証券報告書における政策保有株式の売却を妨げない方針の開示例について別冊の開示例集に掲載しているので、ぜひ参考にして頂きたい。

